

令和3年5月31日
文化庁著作権課

「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案」及び「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

標記のパブリックコメント募集について、令和3年4月28日から令和3年5月18日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、本件に係る御意見を3件いただきました。

いただいた御意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

分野	主な御意見の概要	御意見に対する考え方
1. 総論	賛成	—
2. 本政省令案について	<p>①手数料額について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額な理由を知りたい。 ・電磁的記録の状態であれば(厳密な)同一性の確認は簡単に行えることから、引き下げも検討すべき。 <p>②プログラム著作物の複製物の提出について、インターネットの利用による送信等も利用できるようにするべきである。</p> <p>③記録媒体について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磁気ディスク、マイクロフィルムの具体的な製品の名称も書いてほしい。また、「磁気ディスク」も、フロッピーディスク等の現在は入手困難な記憶媒体の使用を前提としていると思われる。 ・プログラムの著作物をマイクロフィルムに記録することは考えられない。 <p>④プログラムは、バグの修正が行われることが頻繁に起こり得ることから、バグの修正に伴う軽微ないし必要最小限の修正・改変等については、同一性の否認事由にならないよう、上申書等による説明を許容して頂くなど、柔軟な対応がなされることを要望する。</p>	<p>①手数料については、現行のプログラム登録の手数料も踏まえ、同一性証明の作業に要する費用、作業時間数、請求件数(見込み)等を元に算出しており、適正であると考えておりますが、今後、請求件数等の状況に応じて見直しの要否も含め適宜検討してまいります。</p> <p>②同一性証明の請求の際に提出されたCD-R等の磁気ディスクを、同一性証明の通知の際に表示を付して請求者に返付することで、証明が行われた記録媒体であることの特定が可能です。インターネット等による提出では、記録媒体の管理ができずこの特定が難しいため、磁気ディスクによる提出とすることとしております。</p> <p>③登録申請の際又は同一性証明請求の際に提出する記録媒体については、特定の製品の使用は求めておりません。新施行規則で求める規格に合えばどの製品でも差し支えありません。なお、磁気ディスクはCD-R等を想定しており、フロッピーディスクによる提出は認めないこととしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイクロフィルムによるプログラム登録については、現在も登録申請の際に用いられるニー

		<p>ズが一定数存在し、現行規定においてもマイクロフィルムによるプログラム登録が認められています。</p> <p>④本制度では、不一致部分について個別に原因を特定したうえで改めて同一性の判断を行うことが困難であることから、提出された記録媒体に記録されているプログラムと登録されているプログラムとが同一である場合のみ証明を行うこととしています。</p>
--	--	---